

全協文書第 B19-0291 号

2020 年 5 月 14 日

会 員 各 位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会 長 一 戸 隆 男

新たに提出した、ビルメンテナンス議員連盟宛の新型コロナウイルス感染症対策に関する
要望について

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No. 36)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般弊会は、全国ビルメンテナンス政治連盟との連名で、ビルメンテナンス議員連盟宛に新たに「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」を提出いたしましたので、
ご報告申し上げます。

弊会では、3月に厚生労働大臣宛の要望書を提出して以来、議員連盟を通じ、継続して
ビルメンテナンス業界としての要望活動を行っております。(別添参照)

しかしながら、その後も新型コロナウイルス感染症の脅威は依然として収束の気配がなく、
業界を取り巻く環境は一段と悪化しております、その状況を踏まえたものとなります。

今回要望した事項は、以下の4項目となります。

1. ビルメンテナンス事業者に対する感染拡大防止対策に係る仕様変更について
2. 事業者に対する税制支援について
3. 雇用調整助成金のさらなる緩和・拡充について
4. 外国人技能実習生の研修機会の拡大、雇用維持支援について

現下の情勢を踏まえた窮状を訴えるため、新たにまとめた内容となっておりますので、添付
の要望書をあらためてご確認いただきたくお願い申し上げます。

会員の皆さまにおかれましては、お気づきの点がございましたら、是非、ご意見をお聞かせ
いただければ幸いに存じます。

敬 具

記

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望 (ビルメンテナンス議員連盟宛)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う秋田県協会の調査資料
- ・香川ビルメンテナンス協会、香川ビルメンテナンス政治連盟からの要望書

以 上

..... 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部 総務課 関内

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp

令和2年4月6日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸 隆男 殿

一般社団法人香川ビルメンテナンス協会

会長 新谷 清二

香川ビルメンテナンス政治連盟

理事長 田中 弘之



新型コロナウィルス感染症対策に関する要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対して、ご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全世界で猛威を振るい、国内においても国民の命の安全を脅かし、経済活動において、大きな影響をもたらしている新型コロナウィルスに関連して、政府に対する要望を行って頂き感謝申し上げます。現時点での支援救済対策に対して課題や問題が生じていると思われ、香川協会と香川政連は更なる要望事項(下記)をお願いいたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

改善要望事項

1. 雇用調整助成金の認定について

- 現行のルールでは、生産指數(売上高等)が5%減になっています、会社全体としては生産指數が5%減に満たなくても、部署や部門、事業部によっては大打撃を受けてその業務に携わる労働者においては、休業(自宅待機)、時短勤務、シフト削減などの臨時の措置を講じているが、雇用調整助成金の認定を受け、助成金を受けることができない。

※宿泊関連、イベント関連、文化関連、公営賭博などの多くの社員を派遣受持させている現場が多くあり、従業員に対して待機などの要請をしているが、助成を受けられない。

※地方のビルメンテナンス業においては、契約派遣先が小規模で広範囲であり、業務停止を強いられている契約先の売上減少が5%減に達していないため助成金を受けられない。しかし、現実には、休業や時短・シフト削減勤務などを強いられる労働者が発生していて、雇用継続や労働者の収入に支障をきたし、経営面でも負担増が生じている。

2. 受給対象者について

- 現行のルールでは、休業者(自宅待機)、休業者の教育訓練、休業者の出向が受給対象者となっているため、時短勤務やシフト削減勤務などのワークシェアによって対処している事業所や労働者は、収入減になつても助成金を受けられない。
※顧客の業績不振、又は行政の要請により、業務の全面停止でなく、一部又は一時停止などが多く、労働者の特定な個人に偏った影響が出ないように、時短勤務やシフト削減により、ワークシェアして全体のバランスを保ちながら雇用継続を維持している。

3. 外国人実習生について

- ピルメンテナンス業において、多くの現場で外国人実習生を雇用しています、しかしながら、宿泊施設や行政関連、イベント関連施設の閉鎖、縮小によって多くの実習生が余剰人員の状態です。
一方では政府の入国規制によって、業種によっては、実習生の入国が整わず、大変困惑していると聞きます。期間限定で業種を超えた実習生の横断的な活用の規制緩和をお願いします。長期化することが予想される状況の中では、休業対処だけでは問題が生じています。

4. 雇用調整助成金では、コロナ感染症による休業補償ができない

- 現行のルールでは、コロナ感染症の疑義による自宅待機等の休業補償ができない。コロナに感染する国民は、何時どこで発生するかわかりません、感染が明確になれば傷病手当金等で補償が可能ですが、疑義による経過観察や濃厚接触者等の自宅待機などは、雇用調整助成金の対象ではなく、休業補償を受けることができません。感染拡大防止の観点からも、社員が自発的に声を上げて感染抑止に繋げるためには、休業補償が必要です。

5. 改善策要望

- 生産指数を設けない雇用調整助成金の認定の拡大
- 休業者に限定せず、時短・シフト削減等の勤務にも拡大した助成金の支給
- 余剰な外国人実習生の業種の枠を超えた、横断的な活用の時限的な規制緩和
- コロナ感染の疑義に伴う休業(自宅待機等)の補償制度の新設

新型コロナウイルス感染症に関するアンケート(集計)

会員企業：20 社 令和2年4月22日

一般社団法人 秋田県ビルメンテナンス協会調べ

「会員20社からアンケートを頂きました」

1 会員企業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますか。

a 受けている、20社中14社 b 受けていない、20社中6社

(受けている企業、具体例)

○客室現場において最小限に削減している

○契約業務の一定期間中止や取引先の休業

○バス会社が当分休業

○スポーツジム関連施設の日常清掃中止、老人ホーム立ち入り制限による定期清掃中止

○ホテル清掃等の稼働減少による売り上げ減少、契約先からの契約金額の減額要請あり

○契約先からの値下げ要請、契約解約、縮小等ある

○施設の閉鎖がある

○施設営業日縮小に伴う契約額減額、従業員の出勤停止がある

○マスク、アルコール消毒等の使用要請と人手の困難さ、取引先建物の営業時間等変更
に伴う作業の対応変更

○客先休業による社員の働く現場の喪失

○現在は影響ないが、今後公民館等が閉鎖などあれば定期清掃中止、延期などの影響あるかもしれない

2 会員企業において従業員やパート職員の退職や解雇等ありましたか。(自主的退職含む)

a ある 0名(うち解雇 0名) b なし 20社全社

3 会員企業において、社員・パート職員に対して指導や注意喚起している事

a 毎日体温を測るなど体調管理をチェックしている 12社

b 換気の励行 14社

c 手洗いの励行 20社

d マスクの着用 19社

e その他

○除菌アルコール製剤の現場配布

○県外出張禁止(プライベート含む)

○発熱等症状発生時の出勤自粛等対応、感染予防清掃方法の指導

○不要不急の外出自粛、3密を避ける

○人込みを避ける。不要不急の外出及び遠出をしない。本人及び家族の方に感染の疑いがある場合は14日間出勤停止とする。

○日常生活における3密を避けること

4 契約業務の解約や縮小・一定期間の中止がありましたか。

- a ある 件数(6 件)
- b 一定期間中止 件数(40 件)

「業種」 老人介護施設、病院等医療施設、体育施設、スポーツ関連施設、ホテル・宿泊施設、宴会場、飲食店、遊技場、公共施設、観光業、集会場(ホール)

- c なし (8 社)

5 取引先への訪問頻度

- a 通常と変わらず 6 社
- b 訪問は必要最小限 14 社
- c 訪問はしていない 0 社
- d 取引先からの要望あり

(要望事項)

- 受付窓口だけで対応、事務所内入室禁止
- 体温チェック、手指消毒、マスク着用

6 取引先において休業もしくは廃業がありましたか。

- a 休業 (あり 10 社・17 先)、(なし 10 社)

「業種」 飲食店、医療関係、バス会社、スポーツ関連施設、宿泊施設、ビュッフェレストラン、飲食関係

7 新型コロナウイルスの影響でお客様から消毒等依頼及び相談がありましたか。

- a 消毒を実施した (3 社・ 3 件)

○感染の疑いがあるお客様が利用されたので消毒要請があり、アルコール等を使用して消毒をした

○アルコール不足のため次亜塩素酸で実施した

- b 相談を受けた (件数 69 件)

- c 相談等なかった (1 社)

(お客様の要望・内容等)

○感染者が出た場合の消毒作業等実施可能か。

○陽性反応が出た場合消毒作業はすぐに対応できるか、施設全体の消毒可能か。

○施設内の勤務者が感染症にかかった場合、消毒作業の対応は可能か。

○施設従業員が PCR 検査で陽性判定された場合、動線の消毒業務を依頼した場合対応可能か。

○消毒作業を実施している業者を紹介してほしい。

(相談を受けた場合の回答・対応策等)

- オフィスビル・店舗棟から感染者が出た場合の消毒について相談があった。感染者が出る前の予防のための消毒等は対応できるが、陽性者が出た場合の感染エリアの消毒作業はリスクが高くノウハウがないので現時点ではお断りしている。
- 当社管理の下で消毒専門業者に依頼するため、相談を受けての即時対応は難しい。時間を頂ければ対応可能。
- 感染の疑いがあるお客様が利用されたので消毒の要請があり、アルコール等を使用して消毒作業を行った。
- 人が触れる箇所、トイレの予防のための消毒要請あり、アルコール不足のため次亜塩素酸で実施した。
- 感染者が出た場合の施設全体の消毒は可能かの相談あり、アルコール不足のため空間噴霧対応が厳しい、防護服も少なく現状での対応は難しい。
- 消毒作業対応は可能であるが、作業者の安全に十分留意した上で対応になる。
- 予防的な作業は問題ない。陽性者が出た場合は、状況・作業範囲を確認したうえで検討したい。
- すぐに対応できるとの回答は、現時点では難しい状況にある。万が一発生した際には、再度連絡をいただき当社として対応できるかどうかも含めて総合的に判断させていただき、改めて回答させていただく。
- 消毒作業は現時点で対応できない。
- 専門の作業従事者がいないので専門業者に依頼するか、保健所の指導を仰ぎ行動する。
- 現在社内にて検討中。
- 保健所からの指導で対処する。
- 日常清掃時、各所消毒拭きするよう要請あり。
- 感染症が確認され消毒依頼があった場合、資機材(消毒液等)を確保しているので対応可能である。

8 不足している資機材

- a 社員用マスク 20 社
- b 消毒用防護具 13 社
- c 消毒液 15 社
- d その他 体温計 1 社

9 全国協会への要望事項等(8社から要望)

- 全国の医療機関を通じてでもよいので、病院現場に従事しているビルメンテナンス業者に対しても医療用マスクの配布をお願いしたい。
- 感染者が出た場合の消毒のマニュアルを早急に作成してほしい。
- 病院、介護施設等の明確な対応基準を示したガイドラインの発表。
- 不足資機材の調達について支援いただきたい。
- 感染者が発生した施設の清掃方法の事例及び指導(作業マニュアル)。
- 作業者の感染リスクの指導。
- マスク及び防護服、消毒液等が入手困難であるため、全国協会で調達可能か。
- 消毒の対応基準を示したガイドラインを設定してほしい。
- コロナウイルスに関する安全面の確保や適切な消毒方法の指導をしてほしい。
- マスク、アルコール系消毒液等資機材の供給状況の情報提供。
- 消毒依頼があった場合の実施経験企業の対応方法等や紹介。
- 助成金について分かりやすくしてほしい。
- 消毒のマニュアルを早く作成してほしい。

10 秋田県協会への要望事項等(7社から要望)

- 秋田県協会会員企業の消毒可能企業情報を知りたい。
- 料金の目安など知りたい。
- 作業方法や感染リスク対応について独自で対応しているが、感染拡大している地域での実例等に基づいた、より効果的な作業方法を指導いただければ有難い。
- マスク及び防護服、消毒液等が入手困難であるため、秋田県協会で購入依頼は可能か。
- 病院(感染者病棟)での日常清掃について、他県ではどのような仕様としているか確認したい。
- 消毒作業に関するマニュアル等の配布。
- 消毒ができる業者等の情報を提供してほしい。
- 今まで通り迅速な県、国発信の情報提供。
- パートタイマーなどの保障について教えてほしい。

11 その他(情報提供や質問等)(2社)

- 企業が独自に取り組んでいる清掃・消毒方法などがあれば知りたい。
- 各事業場で従事しているパート向けのマスクが十分に確保できていない。

以上

2020年5月2日

ビルメンテナンス議員連盟

会長 伊吹文明 殿

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一戸隆男

全国ビルメンテナンス政治連盟

理事長 木下雅俊

新たな新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

拝啓 日頃よりご指導を頂き、誠にありがとうございます。また、私ども全国ビルメンテナンス協会と全国ビルメンテナンス政治連盟の連名で3月31日に提出させていただいた要望の実現に向けてご尽力をいただき重ねて御礼申し上げます。

私ども業界は、政府が出した基本対処方針にもあるように、社会の安定の維持に必要な産業で、あらゆる建築物の公衆衛生を守る担い手として、病院・駅舎・オフィスビルなど様々な場面で、ビルメンテナンス業に従事する100万人以上の方々が日夜、奮闘しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るっており、ビルメンテナンス業界を取り巻く環境も日に日に悪化しており一刻の猶予もありません。

今般、そのような業界の苦境を踏まえ、前回要望と重複する点もありますが、あらためて要望を提出させていただきますので、特段のご配慮をお願いします。

また、添付資料として秋田県協会が独自に会員にヒアリングした結果がございます。

会員の切実な声が明記されておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

敬具

記

1. 感染拡大防止対策に係る仕様変更について

ビルメンテナンス事業者が日々の業務を行うにあたり、追加で費用の発生する感染拡大防止策を実施する場合には委託代金等を変更し発注者に費用負担をお願いします。

同様の考え方は、国土交通省が各地方整備局等に発出した通知（令和2年4月20日付け国交総第12号）の中で「個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。」と明記されています。

先生方のご尽力により、公共工事の品質確保の促進に関する法律にビルメンテナンス業が明確に位置付けられました。是非とも工事業務と同様の取り扱いをお願いします。

2. 事業者に対する税制支援について

①法人税の減免をお願いします。

②一定期間、消費税の減税や猶予をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、あらゆる産業で事業活動の縮小、休業等の状況です。また、基本対処方針を踏まえた在宅勤務の急速な拡大によりオフィス等ビルの稼働は極端に減少し、さらに観光事業の激減によって、ホテル、旅館等の休業も相次いでいます。さらに、ショッピングモールに代表される大規模商業施設の休止もあり、現状では建物の用途を問わず、ありとあらゆる施設が閉鎖され、同様にイベント等の中止も継続しています。

上記のとおり、各産業が自粛、中止、閉鎖等により、施設の管理や運営のアウトソーシング先であるビルメンテナンス企業は急速に経営環境が悪化しております。

国税の猶予がだされておりますが、目下の状況では、経営環境が持ち直すのには、相当期間が要するとみられるとともに、当業界は労働集約型産業として、人材も確保し続けなければ、経済再開時、事業継続が難しくなるため、法人税は減免として、経営資源に利用できるようお願いします。

また、経済の立直しのスピードアップを図って頂くためにも消費税の減税や猶予を講じていただきたくお願いします。

3. 雇用調整助成金のさらなる緩和・拡充について

①生産指数の更なる緩和

協会が要望した、雇用調整助成金の中小企業への9/10への引上げと、雇用保険被保険者以外の労働者にも適用していただきありがとうございます。

一方、雇用を取り巻く環境は日一日と悪化しています。そのため、今回の特例措置として生産指標要件を1か月5%以上の低下までに緩和していますが、さらなる緩和措置の検討をお願いします。また、支給日額8,330円の引き上げについても検討をお願いします。

本業界は、建築物の用途によって業務状況が大きく偏っています（宿泊施設・イベント関連・文化関連などは休業、病院清掃などは業務過多などの偏り）。

企業努力として、現場変更、休業、時短勤務、シフト削減などのできる限りの臨時的な措置を講じ業務継続をしています。しかし、労働環境の劇的な変更により従事者の雇用継続や労働者の収入に支障をきたしており、現行制度だけでは助成金の適用を受けられないケースもあり、さらなる緩和・拡充をお願いします。

②休業範囲の拡大について

短時間休業も認めていますが、上記の理由の通り、現場ごとで従事者の状況が異なります。しかし、短時間休業をおこなうときは、「個人単位・部署単位ではなく、事業所の対象者全員で同じ時間に一斉休業する必要がある」という条件に合わない状況が、おきております。従って、柔軟な休業範囲を定めていただきたくお願いします。

③コロナウイルス感染症が疑われる人への休業補償について

コロナウイルス感染症については、感染経路が確定できない事例も多々発生しております。感染が明確になれば、傷病手当金等で補償が可能ですが、疑義による経過観察や濃厚接触者等の自宅待機などは、雇用調整助成金の対象ではなく、休業補償を受けることができません。感染拡大予防の観点からも、雇用調整助成金の対象または休業補償制度の創設、検討をお願いします。

4. 外国人技能実習生の研修機会の拡大、雇用維持支援について

外国人技能実習生は平成28年4月1日に、ビルクリーニング職種が技能実習2号の移行対象職種として認定され、平成31年3月14日には、技能実習3号が認定されてから、技術や知識の開発途上国等への移転が図れるよう着実に推進してきました。

しかし、ホテルなどの宿泊施設の休館に代表されるように、技能習得の現場として予定していた施設が次々と取りやめになり、実習ができない状態にあります。これでは、制度の趣旨である、技術の移転に結びつかず日本語を勉強する機会だけになってしまいます。

一方、令和2年4月7日に入出国在留管理庁が出した通知によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の雇用を維持するため、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下で、外国人に対する雇用を維持するための支援を行うことと明記されております。

しかし、解雇が前提であることと、活動期間が1年間とされており、その効果は限定した範囲であると言わざるを得ません。

つきましては、上記のような理由で解雇に至らない場合でも外国人の研修機会が維持できるよう、職種変更などにより雇用が維持でき、かつ、1年間の限定を一定期間延長できるように制度を改正して頂きたくお願いします。

5. コロナウイルス感染の労災認定について

報道によると、医療・介護従事者の感染は原則労災認定されるとの報道があります。私ども業界は、様々な建築物で清掃・警備・設備管理などを行っており、特に病院施設や各種建築物の廃棄物の運搬業務やトイレ清掃など、現時点では、建築物オーナー やテナントからオフィス内の消毒業務なども依頼されており、リスクの多い場所での業務を日々行っております。

医療・介護従事者は、大変リスクが高いことは重々承知をしていますが、私ども業界で働く従事者も同じ場所でスタッフとして働いているとともに、不特定多数が利用するトイレやオフィス等のごみ箱清掃などリスクにさらされながら働いておりますので、医療・介護従事者と同様に仕事以外での感染が明らかな場合を除いて原則、労災と認める取り扱いをしていただきたくお願いします。

また、コロナウイルス感染による労災認定は、労災保険料の算定の際の料率から除外していただきたくお願いします。

以上